

別表十二(十一)

「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	( )
----------------------	--------	-----	-----

別表十二(十一) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

新関西国際空港株式会社に対し 空港用地を貸し付けた日	1	平	・	・	期首関西国際空港用地 整備準備金の金額	16	円
当期積立額	2				均等益金算入額	17	
(2)のうち損金経理 による積立額	3				均等益金算入額 (17) × —	18	
(2)のうち剰余金の 処分による積立額	4				同上以外の場合による 利益金算入額	19	
空港用地額	5				計 (18) + (19)	20	
空港用地取得価額 の計算額	6				当期積立額のうち損金算入額 (15)	21	
指定会社所得金額又は 指定会社連結所得金額 (別表四「45の①」又は(別表四の 二「48の①」+「49の①」+「50 の①」+「51の①」)	7				期末関西国際空港用地 整備準備金の金額 (16) - (20) + (21)	22	
新関空会社所得金額	8				貸借対照表に計上されている 関西国際空港用地整備準備金	23	
新関空会社欠損金額	9				差引 (23) - (22)	24	
(((7) + (8)) 又は ((7) - (9)) × $\frac{20}{100}$ (マイナスの場合は0))	10				取崩不足額 (前期末の(23)) - 前期の(23))	25	
所得基準額 (7) - (10)	11				超過額 (14)	26	
「15」欄					当期に生じた差額の合計額 (25) + (26)	27	
関西国際空港用地整備準備金の損金算入を適用している場合					前期末における差額 (前期の(24))	28	
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の7第1項」							
② 「区分番号」欄：「00421」							
③ 「適用額」欄：「15」欄の金額							
算務算							
積立限度額 (6)、(11)と(13)のうち少ない金額)	14						
当期積立額のうち損金算入額 (2)と(14)のうち少ない金額)	15						